

# 横浜港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成28年11月

横浜港港湾管理者

横 浜 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき

- ・平成26年 9月 横浜市港湾審議会
- ・平成26年 11月 交通政策審議会第58回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成27年 6月 横浜市港湾審議会
- ・平成27年 12月 横浜市港湾審議会
- ・平成28年 2月 交通政策審議会第62回港湾分科会
- ・平成28年 7月 横浜市港湾審議会

の議を経た横浜港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由	1
1 旅客船埠頭計画	2
2 専用埠頭計画	3
3 臨港交通施設計画	4
4 港湾環境整備施設計画	5
5 土地利用計画	6
6 港湾の効率的な運営に関する事項	7
6-1 臨海部物流拠点の形成を図る区域	7
6-2 外航旅客の良好な受入環境を形成する区域	8

## 変更理由

- 1) 外航船の寄港増加や大型化に対応するとともに、埠頭と一体となって外航旅客の受入拠点を形成するため、内港地区（新港地区）において、外航旅客の良好な受入環境を形成する区域を計画する。
- 2) 立地企業の要請に対応するため、神奈川地区において、専用埠頭計画を変更する。
- 3) 港湾における交通の円滑化や港湾緑地の賑わいを創出するため、内港地区（中央地区）において、臨港道路（歩行者専用）を計画する。それに伴い、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。
- 4) コンテナターミナルと一体的に機能する高度な物流拠点の形成を促進するため、本牧ふ頭地区、新本牧ふ頭地区及び新山下地区において、臨港交通施設及び臨海部物流拠点の形成を図る区域を計画する。

## 1 旅客船埠頭計画

### 1-1 内港地区（新港地区）

クルーズ需要の増加、船舶の大型化に対応するため、以下の施設について計画を変更する。また、当該旅客施設用地を活用し、外航旅客の良好な受入環境を形成する。

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 3 4 0 m [既定計画]

埠頭用地 2 h a [既定計画の変更計画]

緑地 1 h a [既定計画の変更計画]

## 2 専用埠頭計画

### 2-1 神奈川地区

立地企業の要請に対応するため、以下の専用埠頭を撤去する。

既設

水深 6 m    ドルフィン 1 バース

### 3 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、次のとおり計画する。

#### 3-1 道路

臨港パーク連絡線（歩行者専用）

起点 臨港幹線（区間B）

終点 臨港パーク

[新規計画]

臨海部物流拠点の形成を図る区域内の臨港道路

[新規計画]

#### 4 港湾環境整備施設計画

横浜港において良好な港湾の形成を図るための港湾環境整備施設について、内港地区において一部歩行者道路を整備するため、次のとおり計画を変更する。

内港地区（中央地区） 緑地 15ha [既定計画の変更計画]

既定計画

内港地区（中央地区） 緑地 15ha

## 5 土地利用計画

内港地区（中央地区）において、港湾施設の計画に対応するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

単位：h a

用途 地区名		埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	交流 厚生 用地	海面 処分 用地	合計
		内港	中央	(4) 4	(13) 13		92	(5) 5	(15) 15	(2) 2

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

### 既定計画

用途 地区名		埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	交流 厚生 用地	海面 処分 用地	合計
		内港	中央	(4) 4	(13) 13		92	(5) 5	(15) 15	(2) 2

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

## 6 港湾の効率的な運営に関する事項

### 6-1 臨海部物流拠点の形成を図る区域

産業の変化、港湾物流の高度化・多様化に対応した国際物流拠点を形成するため、以下の区域において臨海部物流拠点の形成を図るよう措置することを計画する。

国際海上コンテナ輸送に係る貨物の輸送、保管、荷さばき、流通加工等に係る業務を行う施設を集積し、埠頭と一体的に、埠頭の機能の一層の強化を図る区域を本牧ふ頭地区、新本牧ふ頭地区及び新山下地区に配置する。

#### 本牧ふ頭地区

水深 16 m	岸壁	2 バース	延長	700 m (うち 390 m 既設)
				[既定計画] HBC1,2
水深 13 m	岸壁	3 バース	延長	1,000 m [既設] HC1,2,3
水深 14 m	岸壁	1 バース	延長	500 m [既定計画] HD1
水深 16 m	岸壁	2 バース	延長	700 m [既設] HD4,5

埠頭用地	264 ha
港湾関連用地	7 ha
交通機能用地	10 ha
緑地	9 ha

#### 新本牧ふ頭地区

水深 18 m ~	岸壁	2 バース	延長	800 m [既定計画] SH1,2
埠頭用地	89 ha			
交通機能用地	3 ha			
緑地	4 ha			

## 新山下地区

港湾関連用地	30ha
交通機能用地	1ha

### 6-2 外航旅客の良好な受入環境を形成する区域

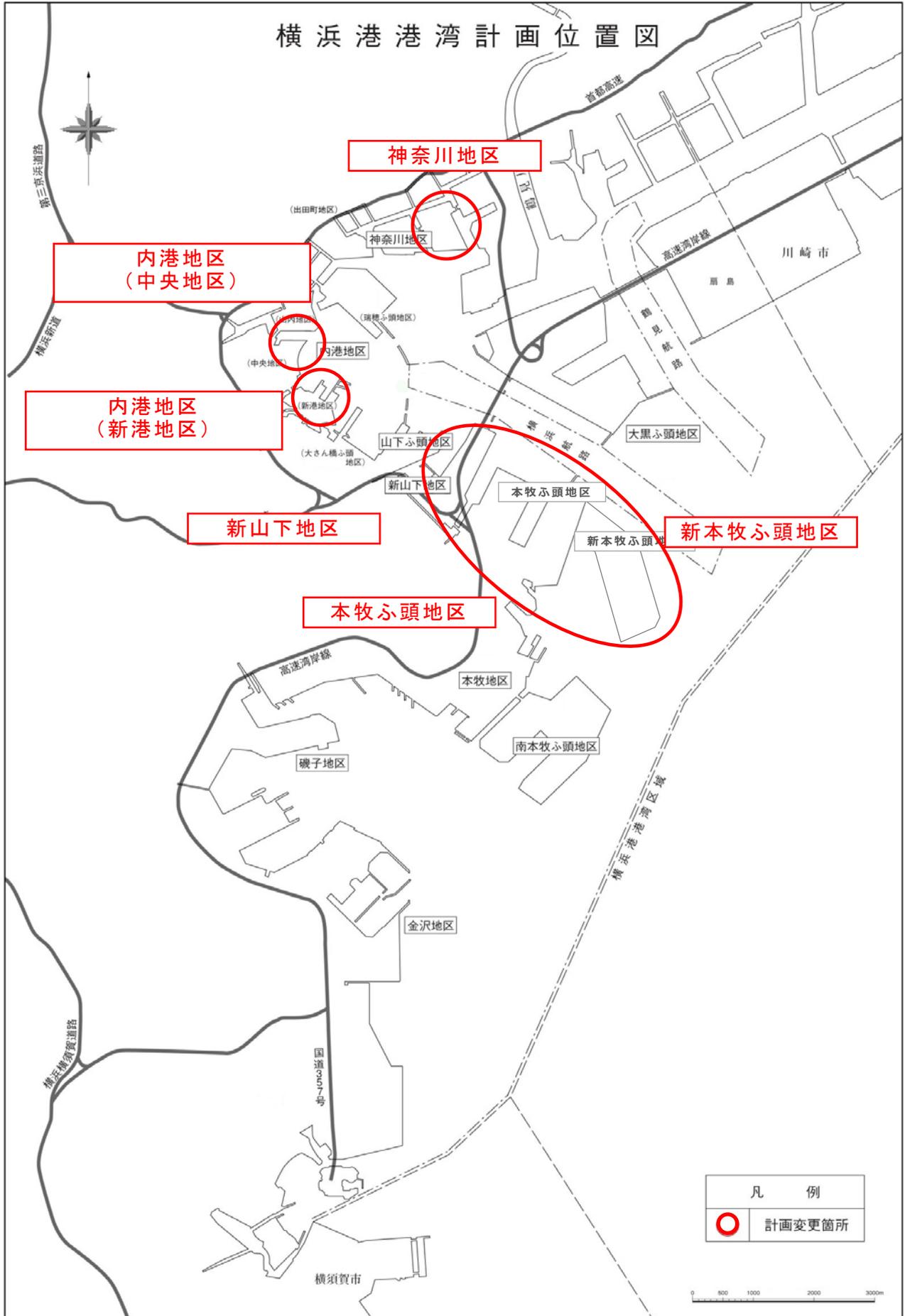
外航船の寄港増加や大型化に対応するとともに、埠頭と一体となって外航旅客の受入拠点を形成するため、内港地区（新港地区）において、外航船利用旅客のための旅客施設、その機能を確保する施設及び周辺の環境を整備する施設を配置することを計画する。

#### 内港地区（新港地区）

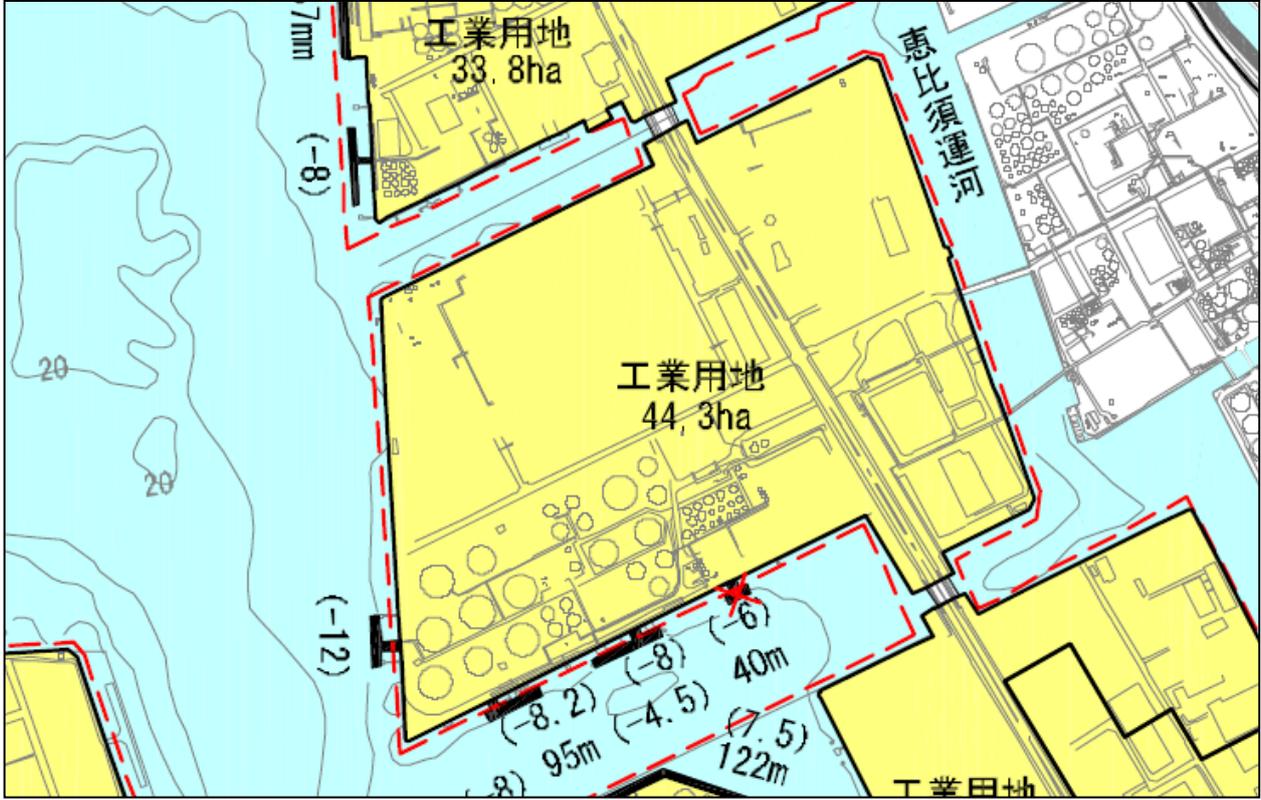
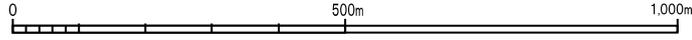
埠頭用地	2ha
緑地	1ha

外航船が係留する内港地区（新港地区）新港9号岸壁と一体的に利用する。

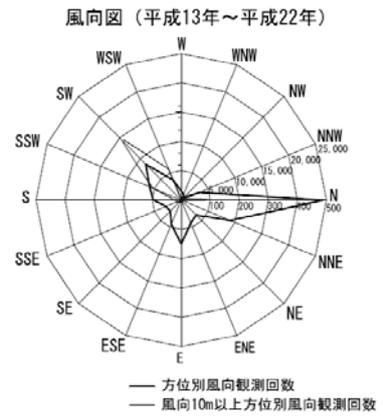
# 横浜港港湾計画位置図



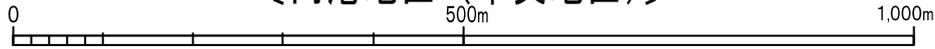
# 横浜港港湾計画図 〔神奈川県〕



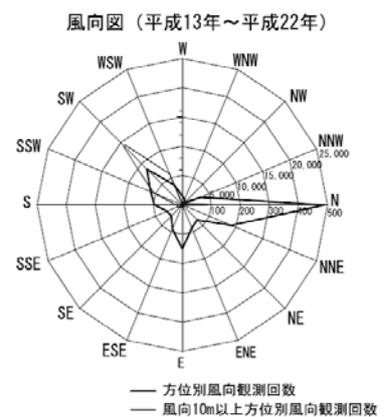
凡 例		
		(既 設)
	ドルフィン	(既定計画)
	施設撤去	(今回計画)
	その他用地	(既 設)
		(既定計画)
	利用形態の見直しの検討が必要な区域	



# 横浜港港湾計画図 〔内港地区（中央地区）〕

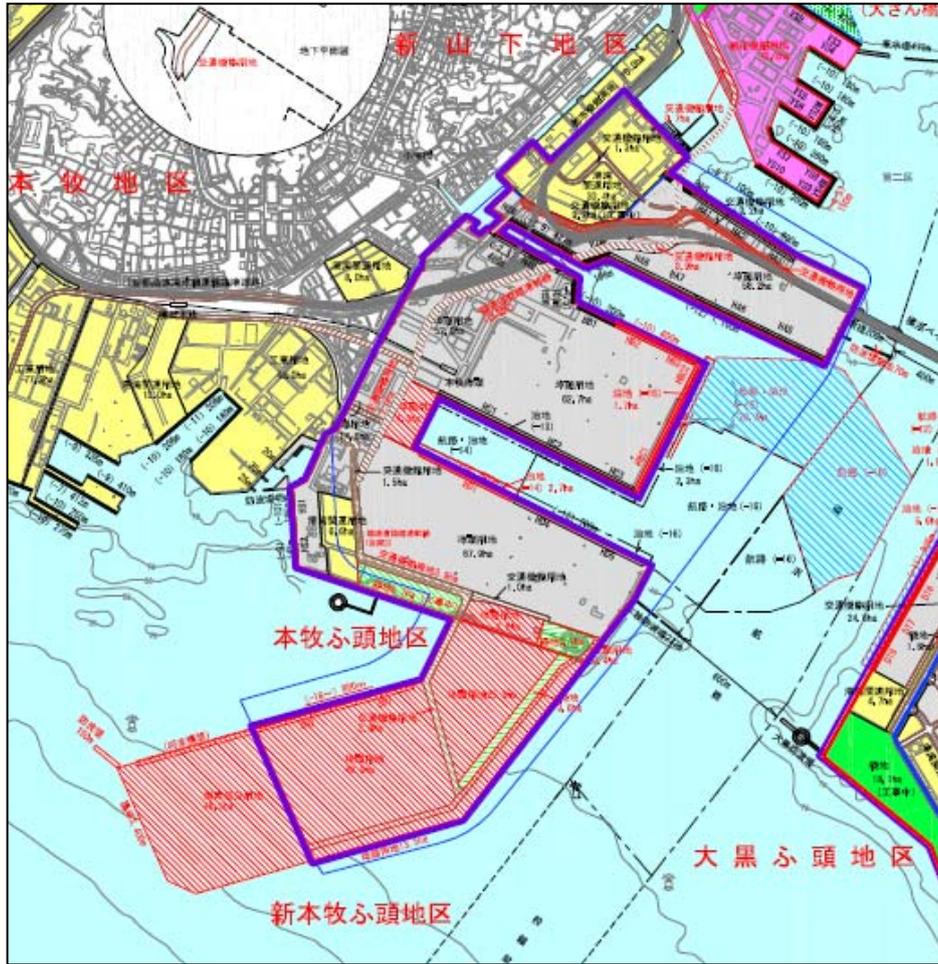


凡 例		
	公共岸壁 (緊急物資輸送用)	(既 設)
	物資補給岸壁	(既定計画)
	埠頭用地	(既 設)
	埠頭用地	(既定計画)
	緑 地	(既 設)
	緑 地	(既定計画)
	臨港道路	(既 設)
	臨港道路	(今回計画)
	その他用地	(既 設)
	その他用地	(既定計画)
	自然的環境を整備又は保全する区域	
	レクリエーション等活性化水域	
	良好な景観を形成する区域	

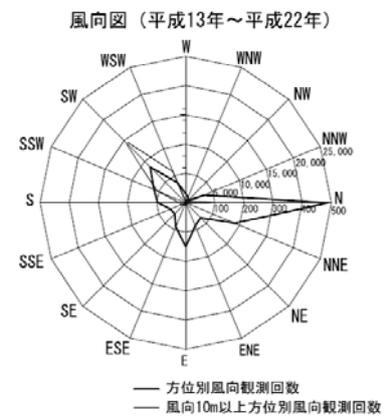


# 横浜港港湾計画図

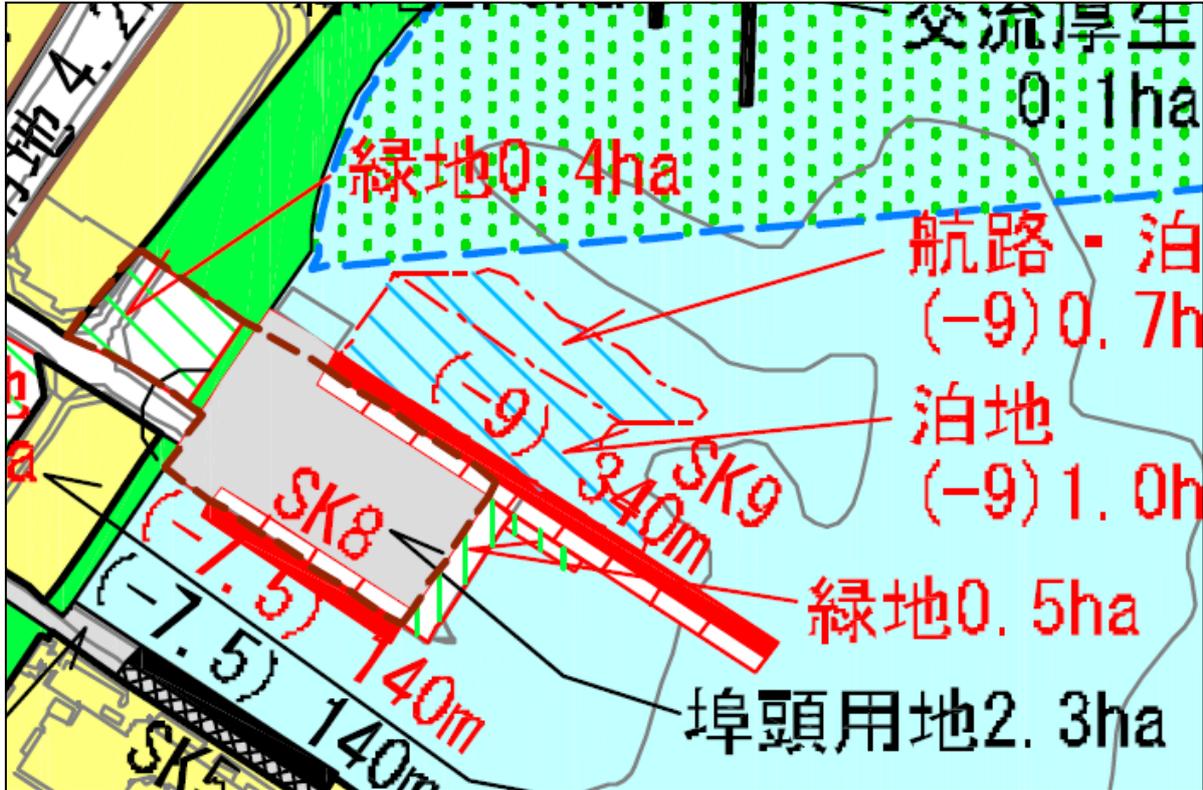
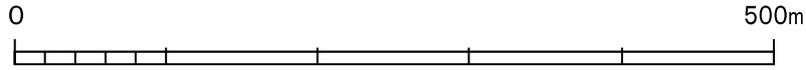
[本牧ふ頭地区・新本牧ふ頭地区・新山下地区]



凡 例	
	航路・泊地 (既 設)
	航路・泊地 (既 定 計 画)
	公共岸壁 (既 設)
	公共岸壁 (既 定 計 画)
	公共物揚場 (既 設)
	物資補給岸壁 (既 設)
	埠頭用地 (既 設)
	埠頭用地 (既 定 計 画)
	緑 地 (既 設)
	緑 地 (既 定 計 画)
	交通機能用地 (既 設)
	交通機能用地 (既 定 計 画)
	交通機能用地 (臨港道路) (今 回 計 画)
	その他用地 (既 設)
	その他用地 (既 定 計 画)
	効率的な運営を特に促進する区域
	臨海部物流拠点の形成を図る区域
	効率的な流通業務を特に促進する区域



横浜港港湾計画図  
〔内港地区（新港地区）〕



凡 例		
	航路・泊地	(既 設)
		(既 定 計 画)
	公共岸壁 (緊急物資輸送用)	(既 設)
		(既 定 計 画)
	物資補給岸壁	(既 設)
		(既 設)
	埠頭用地	(既 定 計 画)
		(既 設)
	緑 地	(既 定 計 画)
		(既 設)
	交通機能用地 (臨港道路)	(既 定 計 画)
		(今 回 計 画)
		(既 設)
	その他用地	(既 定 計 画)
	自然的環境を整備又は保全する区域	
	レクリエーション等活性化水域	
	外航旅客の良好な受入環境を形成する区域	

